

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	瀬戸内町 国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

瀬戸内町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

瀬戸内町長

公表日

平成31年5月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	<p>国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に関する事務を法定受託事務として行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 【法定受託事務】(事実の審査とは、町の保有する公簿により、住所・氏名・生年月日及び所得状況等の確認)</p> <p>①第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入を含む)に係る資格取得・喪失、種別変更、死亡等の届出、氏名・住所の変更、資格記録・生年月日等の訂正に関する届出、手帳再発行等の届出を受理し、事実の審査、報告。 ②任意加入(高齢任意加入を含む。以下に同じ)及び資格喪失の申出を受理し、事実の審査、報告。 ③任意脱退の承認申請書を受理し、報告。 ④受給権者の現況届、諸変更届出を受理し、事実の審査、報告。 ⑤保険料免除、学生納付特例、若年者納付猶予に係る申請を受理し、事実の審査、報告。 ⑥付加保険料納付・辞退の申出を受理し事実の審査、報告。 ⑦老齢基礎・障害基礎・遺族基礎・寡婦年金・未支給年金・死亡一時金及び老齢福祉年金等に係る裁定請求書、申請書及び届出を受理し、事実の審査、報告。 ⑧保険料納付の法定免除の該当・非該当届出の受理。</p> <p>【協力連携事務】</p> <p>①資格取得時等における納付督促(口座振替、クレジットカード納付、前納の促進等) ②年金制度周知等に関する広報誌への掲載 ③各種情報提供(所得情報・電話番号・法定受託事務以外の申請書及び届出書等の送付) ④その他地域の実情を踏まえた協力(申請免除該当者への案内状送付・窓口での年金相談等)</p> <p>【年金生活者支援給付金に関する事務】</p>
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第2条第10項、第9条第1項、第14条第2項 別表第一の31の項、62の項、83の項、95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第47条、第59条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第6号、第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瀬戸内町 総務課 894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地 問合せ先電話番号 0997-72-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瀬戸内町 総務課 894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地 問合せ先電話番号 0997-72-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

